

こども・若者の自殺危機対応チームについて

(こども・若者の自殺対策事業)

熊本県

1. 課題と背景

- ・全国的にこども・若者の自殺者数が増加しており、その対策については、学校や市町村、保健所等の関係機関における喫緊の課題とされています。
- ・こどもの自殺対策緊急強化プランでは都道府県において「若者の自殺危機対応チーム」の設置が推奨され、先の法律改正では、法的根拠をもってこどもの自殺対策に関連する部署間で協議会が設置できるようになる等、関係機関で連携して、こども・若者の自殺対策に取り組むことが求められています。

◎ 当県でも「自殺危機対応チーム」を設置します。

2. 自殺危機対応チーム

- ・精神科医、弁護士、心理士、社会福祉士等の多職種の専門家で構成されています。
- ・学校や市町村、保健所等で支援する自殺リスクが高く対応に苦慮しているこども・若者のケースについて、多職種の専門家が地域の支援者に対して助言や情報提供を行います。
- ・ケースに関わる支援者同士でケースの対応や方針について検討する等、支援者間でつながり、連携が円滑になるよう、地域の支援体制の構築を支援します。

◎ 自殺リスクの高いこどもとその養育者を支援している支援者をサポートする取り組みです。

3. 支援対象

地域で支援している以下のような対応困難なケースが対象になります。

①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等

<例>

- ・繰り返し希死念慮が訴えられるが、どう対応すればよいか分からない。
- ・養育者の問題もあり（貧困、虐待等）、どう対応していいのかわからない。
- ・自傷行為もあり、病院受診が必要と思うが、こどもが養育者に伝えてほしくないというため、状況が変わらない。
- ・「甘えているだけ」と養育者が理解を示してくれず、危機感が伝わらない。

◎ 支援に苦慮しているケースがありましたら、事務局までお気軽にお問い合わせください。

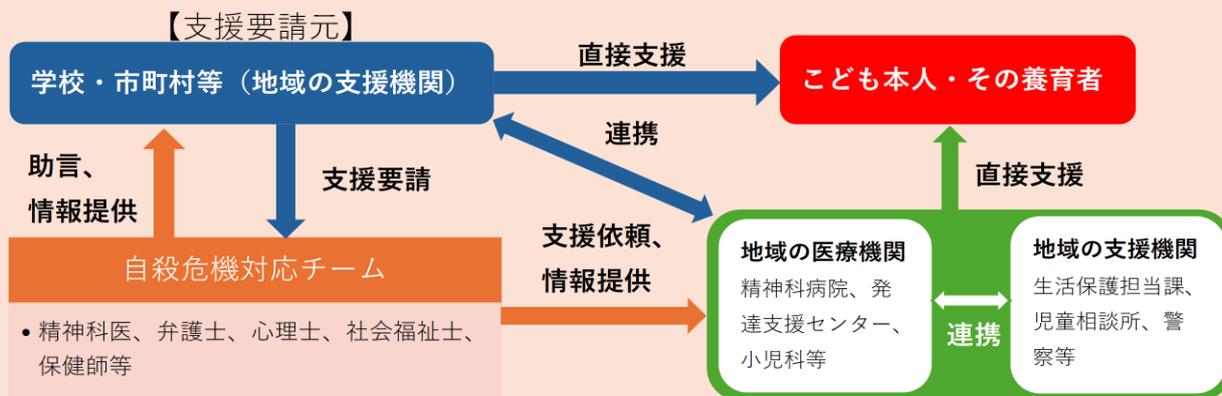
4. 支援内容（例）

- ・支援会議の実施と、多職種の専門家チームからの助言や情報提供
- ・他の支援機関（学校、市町村、児童相談所、生活保護担当課、警察等）へのつなぎ支援
- ・医療機関へのつなぎ支援、受診中の医療機関との情報共有・連携支援
- ・進学や転学先の支援担当窓口とケースについての引継ぎ（支援を途切れさせない）
- ・多職種の専門家による、支援機関職員向けの自殺対策に関する講演

5. 支援のイメージ

- ・当該ケースについて支援会議等を通して、多職種の専門家が自殺リスクのアセスメント、ケースの見立て、対応方法等について助言、情報提供等を行います。
- ・児童相談所、生活保護担当課、医療機関等、ケースに関わる支援機関同士のつなぎを行います。

◎ 事後対応（多量服薬、飛び降り行為、自傷行為等が行われた後の対応）ではなく、自殺に追い込まないための事前対応の検討に重きを置いた、包括的な支援になります。



6. 支援の流れ

- ①支援要請を行う際は下記の受付窓口までご連絡ください。受付窓口からメール等により支援要請シートを送付します。必要事項を記入していただき、再度、受付窓口までメール等で提出してください。
- ②受付窓口から支援要請をした機関に、必要に応じてケースについて簡単な聴き取りを行います。
- ③ケースについて、多職種の専門家も含めた支援会議を行います。また、学校、市町村、医療機関等、関係機関へも参加の依頼をさせていただきます。
- ④ケースについて、必要に応じて医療機関や支援機関へのつなぎ、情報共有等を行います。
- ⑤支援会議後も事務局からケースの進捗状況の確認をさせていただきます、再度、支援会議を行う等、支援要請のあったケースについて継続的に支援していきます。

7. こども・若者の自殺危機対応チームに関するQ&A

（参考：厚生労働大臣指定法人 いのち支える自殺対策推進センター研修資料）

Q.支援要請は職員個人でするものですか。

A.支援要請は所属の判断により行ってください。所属で協議した上で要請してください。

Q.本人・家族の同意がなくても、支援要請は可能ですか。

A.支援要請は可能です。ただ、支援要請者（学校等）以外の支援者が本人やその家族に直接関わる場合は、本人や家族に支援に対する同意を得る必要があります。

Q.地域で行う支援会議に参加できますか。

A.事務局にご相談ください。出席ができるよう調整等を行います。

Q.どういうケースであれば支援申請ができますか。基準や目安等がありますか。

A.基準や目安はありません。自殺のリスクのあるケース全てが対象になります。自傷行為の経験がある、自死遺族である、「死にたい」と言うといった言動の他、欠席が多くなった、近頃情緒不安定である、学力が著しく低下した、笑顔が見られなくなった等、些細な言動でも構いません。気になるケースや、困っているケースについて、まずは事務局にご相談ください。

Q.関係機関はどういった機関になりますか。

A.学校、市町村の福祉課や生活保護課、病院、児童相談所、保健所、療育施設、民生委員等を想定しています。

受付窓口

こども・若者の自殺危機対応チーム事務局
【熊本県 障がい者支援課 担当：樋高（てたか）、野田】
TEL:096-333-2234
E-mail:tetaka-k@pref.kumamoto.lg.jp